

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

1 事業概要

病院・診療所，介護老人保健施設又は介護医療院の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が，自宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り，日常生活の自立を助けるため，必要なリハビリテーションを行うサービス

2 人員，設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格
医 師	専任の常勤医師 1 人以上 訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る）と併設されているものについては，当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で可。
理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士	1 以上

(2) 設備基準

面 積 等
① 病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院であって，事業の運営に必要な広さ*の専用区画 ※利用申込の受付，相談等のスペース
② 必要な設備・備品等（感染予防に必要な設備等に配慮）